

# 平成31年度予算編成方針

## 1 国の動向

「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成30年7月10日閣議了解）において、平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

予算編成過程においては、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置することとしています。

平成31年度当初予算と合わせて、年初の通常国会において提出されることが想定される平成30年度第2次補正予算の状況について、さらに消費税引上げとあわせて行われる教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の充実策も含め、国や県などから情報収集を進めるとともに、早急に事業効果が発現されるよう柔軟に対応していかなければなりません。

## 2 地方への対応及び本町の財政状況

国は、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す財政健全化目標を掲げており、補助事業の制度見直し・地方交付税におけるトップランナー方式の導入など、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むとされており、国庫支出金や公共事業、地方交付税などについて、地方にとってさらに厳しい対応が行われると想定されます。

本町の平成29年度一般会計決算では、歳入の根幹となる町税が前年度比1千857万円増（1.8%増）で前年度に引き続き増収となったものの、歳入全体の4割超を占める地方交付税は前年度比2千805万

円減（0.9%減）で前年度に引き続き減収となっています。平成31年度においては、10月の開館に向け整備を行っている中央公民館建設事業や、高齢化による社会保障関係経費の増加への対応、消費税及び地方消費税の増税による歳出の増加、中長期的には、老朽化した公共施設の長寿命化・更新等にも対応していかなければならないことを踏まえると、依然、厳しい財政状況にあることには変わりありません。

こうした状況の中、新体制で行う町政2年目の平成31年度当初予算編成に当たっては、引き続き、町民の皆様の声を聴きながら一緒に知恵を出し合って、町民の皆様が住み続けたいと思っただけのまちづくり、自信と誇りを持っていただけるまちづくりに取り組むため、職員一人ひとりが事業の点検・検証・見直しを行い、前に進んで行かなければなりません。

平成31年度は「第10次岩美町総合計画」の折り返しである3年目であり、本町が目指すべき将来像やまちづくりの基本的方向及び方策をしっかりと認識し、町民との協働のもとに職員一丸となつての諸課題の解決や、快適で心豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

以上のような状況を勘案し、平成31年度の予算編成にあたっては、以下の事項に留意して行うこととします。

### 3 予算編成の基本方針

#### (1) 第10次岩美町総合計画の実現

「第10次岩美町総合計画」に定める事業については、まちづくりの柱となる重要なものであることから、改めて町民ニーズを的確に捉えながら、事業の実施時期や内容等の検証を行うこと。

まちづくりの基本目標である『協働のまちづくりの推進』のもと、協働のまちづくり事業アイデア募集において提出された意見・提案については、積極的な事業実施に向けた検討を行うこと。

また、平成31年度の最終年度を迎える「岩美町地域創生総合戦略」に定める事業については、進捗確認を行い、重点戦略の達成に向け実施時期や内容等の検証を行うこと。

#### (2) 徹底した事業見直しと行政改革の取り組み

最少の経費で最大の効果を導く効果的な事業の立案を行うとともに、事業のスクラップや事業の再構築を行うため、全ての事業において事業

概要の整理、事業の必要性などの点検・検証を徹底し、思い切った事業の取捨選択を行うこと。特に、町単独の継続事業に関して、事業目的の明確化及び、成果の説明が困難な事業については廃止を検討すること。

また、固定概念にとらわれることなく、積極的な民間への業務委託の検討、事業実施に伴う業務量の縮減方法の検討など、職員一人ひとりが経営感覚、コスト意識を持ち業務の効率化・収支改善などの取組を実行すること。

### (3) 国・県の動向の的確な把握

国の施策見直しの影響や、政局の動向を的確に把握し対応すること。

また、所管する事務事業に対する県の動向も十分留意し、関係機関との連絡を密にし、積極的な情報収集に努めること。

なお、平成31年度の補助(負担)率が示されていないものについては、現行制度に基づき予算要求し、補助(負担)率等が変更となった場合は、速やかに報告すること。

### (4) 事業の立案における考え方

町民ニーズや将来性・緊急性など総合的な判断による施策の優先順位及び費用対効果等を厳しく見極めること。後年度の事業展開を明らかにし、関連する事業も一体的に検証を行い、積極的な見直しを行うこと。

既存事業においては、PDCAサイクルを念頭に置き、監査委員及び決算審査特別委員からの指摘等を踏まえた上で、必要性・緊急性・費用対効果等をあらゆる角度から再検証し、事業の廃止や縮小、再構築を検討すること。

横断的な施策の立案も含め課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく事業効果や効率性を最大限に高めること。

事業の必要性やその効果について、町民に十分な説明が可能な説明資料、データ等に基づき、合理的な予算要求を行うこと。

また、国・県の財源措置はもとより、各種公益法人等からの助成金や『クラウドファンディング型ふるさと納税』などの活用ができないか点検を行い、財源の捻出に努めること。

なお、既存事業の一般財源総額は、高齢化などによる社会保障関係費や計画等に基づく事業費の増嵩などを除き、原則、平成30年度当初予算額を限度とする。

## (5) その他

- ① 町内経済の活性化を図るため、可能な限り多くの業務について町内業者へ優先発注するものとし、予算要求額の積算基礎とする参考見積については、執行時において支障が生じないように業者選定等を行ったうえ、可能な限り複数徴取し、適切な積算となるよう留意すること。
- ② 国・県からの業務移管については、その役割分担を踏まえた上で、町の自主性を発揮し、効率的かつ町民の視点に立った実施方法を検討すること。
- ③ 事業実施にあたっては、町民と行政の役割分担と負担区分を明確にし、事務の効率化、負担の適正化を図りながら、行政への住民参画意識を高めること。
- ④ 町有施設等においては、公共施設再配置推進本部にて十分に検討すること。また、遊休資産については、財源確保の観点から民間や地元への譲渡、売却等を検討し、有効活用に努めること。
- ⑤ 公営企業会計（一部の特別会計含む。）については、公営企業の広域化・連携など経営の抜本改革の動きや影響等に注視し、引き続き、徹底した経費の削減、業務の合理化・効率化、滞納金の徴収強化及びその圧縮など財源の確保に努め、独立採算の原則を念頭に置き、更なる経営の健全化、経営基盤の安定化に努めること。